

平成24年度及び平成25年度における役員及び職員の給与の特例に関する規程

平成24年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第232号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本芸術文化振興会の役員及び職員の給与の支給について特例を定めることを目的とする。

(役員給与の特例)

第2条 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、常勤の役員に対する本給月額及び非常勤の役員に対する非常勤役員手当（以下この条において「本給月額等」という。）の支給に当たっては、本給月額等から、本給月額等に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、常勤の役員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 地域手当 当該役員の地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
- (2) 特別手当 当該役員が受けるべき特別手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

(職員給与の特例)

第3条 特例期間においては、職員（独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）に対する本給月額（職員給与規程附則第6項の規定による本給を含み、当該職員が職員給与規程第36条の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同条の規定により2分の1を差し引いた本給月額（同項の規定による本給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は職名の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級又は職名	割合
一般職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77
舞台技術職俸給表	技師補、技師及び主任	100分の4.77
	係長及び専門職員	100分の7.77

2 特例期間においては、職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2) 地域手当 当該職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (3) 制作・演出手当 当該職員の制作・演出手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- (4) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- (5) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- (6) 職員給与規程第32条(第5項を除く)の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
 - イ 職員給与規程第32条第1項 前項及び前各号に定める額
 - ロ 職員給与規程第32条第2項 前項並びに第2号及び第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 職員給与規程第32条第3項 前項及び第2号に定める額に、同条第3項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 職員給与規程第32条第4項 前項並びに第2号及び第4号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ホ 職員給与規程第32条第6項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第4項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

3 特例期間においては、職員給与規程第23条、第24条及び第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与規程第25条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、職員給与規程附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する前3項の規定の適用については、第1項中「、本給月額に」とあるのは「、本給月額から職員給与規程附則第10項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第1号及び同項第2号中「管理職手当の月額」とあるのは「管理職手当の月額から職員給与規程附則第10項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同号中「本給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「本給月額に対する地域手当の月額から職員給与規程附則第10項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「制作・演出手当の月額」とあるのは「制作・演出手当の月額から職員給与規程附則第10

項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から職員給与規程附則第10項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から職員給与規程附則第10項第6号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第2号及び第4号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第4号」と、同号ハ中「前項及び第2号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び第2号」と、同号ホ中「第4号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた第4号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から職員給与規程附則第12項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(端数計算)

第4条 前2条の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。